

政令

国会議員互助年金法施行令及び総務府本部組織令臨時特例の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和四十五年六月二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

政令第六十五号

国会議員互助年金法施行令及び総務府本部組織令臨時特例の一部を改正する政令

内閣は、国会議員互助年金法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（国会議員互助年金法施行令の一部改正）

第一条 国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第十五条第二項」を「第十五条第一項」に改める。

（総務府本部組織令臨時特例の一部改正）

第二条 総務府本部組織令臨時特例（昭和二十八年政令第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「及び国会議員の普通退職年金」を削る。

附則

この政令中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は昭和四十五年七月一日から施行する。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

恩給法の一部を改正する法律附則第二十四条第七項に規定する地域を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和四十五年六月二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

政令第六十六号

恩給法の一部を改正する法律附則第二十四条第七項に規定する地域を定める政令

内閣は、恩給法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）附則第二十四条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法の一部を改正する法律附則第二十四条第七項に規定する地域を定める政令は、南西諸島、小笠原諸島、硫黄列島、南鳥島及び千島列島の地域とする。

附則

この政令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

恩給給与規則の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和四十五年六月二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

政令第六十七号

恩給給与規則の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十八条ノ二の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条ノ四中「第二十四条の九」を「第二十四条の十一」に改める。

第二条ノ五中「第二十四条の九」を「第二十四条の十一」に改め、「日本赤十字社ノ救護員」の下に、「同法附則第四十一条の三ニ規定スル旧国際電気通信株式会社ノ社員」を加える。

第二条ノ六中「及当該拘禁期間」を「並ニ当該拘禁ノ期間及場所」に改める。

第十条ノ二第一項中「第二十四条の九」を「第二十四条の十一」に改める。

第十条ノ四中「第二十四条の九」を「第二十四条の十一」に改め、「日本赤十字社ノ救護員」の下に、「同法附則第四十一条の三ニ規定スル旧国際電気通信株式会社ノ社員」を加える。

第十条ノ五中「及当該拘禁期間」を「並ニ当該拘禁ノ期間及場所」に改める。

第十九条ノ三第三項中「第二十四条の九」を「第二十四条の十一」に改める。

附則

この政令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

昭和四十五年度における保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法第二条第一項の率を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和四十五年六月二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

政令第六十八号

昭和四十五年度における保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法第二条第一項の率を定める政令

内閣は、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和三十九年法律第五十五号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法第二条第一項に規定する政令で定める率は、昭和四十五年度においては、百分の三十四とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生大臣 内田 常雄  
内閣総理大臣 佐藤 栄作

○総務府令第二十号

恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第九十九号）を実施するため、同法の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する総務府令を次のように定める。

昭和四十五年六月二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

（目的）

第一条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第九十九号）以下「法律第九十九号」といふ。この法律に伴い、年額を改定すべき恩給等総務府恩給局長が裁定するもの改定及び請求手続については、この府令の定めるところによる。

（証書の発行及び交付）

第二条 法律第九十九号附則第二条、第四条、第六条から第九条まで又は同法による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二十一号）附則第八條第二項の規定により年額を改定すべき恩給（第四条において「改定すべき恩給」といふ。）で、昭和四十五年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給されているものについては、受給者の請求を待たずしてその年額を改定し、その改定年額を表示した証書を発行する。

給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二十一号）附則第八條第二項の規定により年額を改定すべき恩給（第四条において「改定すべき恩給」といふ。）で、昭和四十五年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給されているものについては、受給者の請求を待たずしてその年額を改定し、その改定年額を表示した証書を発行する。

第三条 前条の規定により発行する恩給の証書は、郵政大臣の定める地方貯金局及び支給郵便局を經由して、従前の証書の提示を受けた後受給者に交付する。

第四条 改定すべき恩給で昭和四十五年十月一日以後改定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

（雑則）

第五条 法律第九十九号の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この府令に別段の定めのない事項については、恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）及び恩給給与細則（昭和二十八年総務府令第六十七号）の定める例による。

附則

この府令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

農林大臣 倉石 忠雄

○農林省令第三十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年六月二日

農林大臣 倉石 忠雄

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項の植物の欄中「適合しているもの」の下に「並びに南アフリカ共和国から発せられ、他の地域を經由しないで輸入されるパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマゴブレン及びブテア種のスイートオレンジであつて農林大臣が定める基準に適合しているもの」を加える。

附則

この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。

附則

この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。

この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。

附則

この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。